

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 211

処 分 名	クリーニング所の使用前の検査	
処 分 の 概 要	施設の検査を行い、構造設備が基準を満たしているか確認する。	
根 拠 法 令 名	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）	
条 項	第5条の2	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>クリーニング業法第3条第2項、第3項の各号の規定、及び松山市クリーニング業法施行条例第2条に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 クリーニング業法 (クリーニング所の使用) 第五条の二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。</p> <p>(営業者の届出) 第五条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(営業者の衛生措置等) 第三条 2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。 3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))をいう。以下同じ。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと 二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと 三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること 四 洗場については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。 六 その他都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区については、市又は特別区が条例で定める必要な措置</p> <p>松山市クリーニング業法施行条例 第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。 (1) クリーニング所は、住居その他の施設と壁等により区分し、他の用途と併用しないこと。 (2) クリーニング所は、採光、照明及び換気を十分にする事。 (3) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所並びに仕上場の天井は、ほこりの落下を防ぐ構造とすること。 (4) 洗場及び仕上場の床面積は、それぞれ9.9平方メートル以上及び6.6平方メートル以上とすること。 (5) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所は、適当な広さを有すること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (6) 洗場の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、板等の耐水材料を用いること。
- (7) 洗濯物の受取及び引渡しを行う場所並びに仕上場の床面は、コンクリート、板等の耐水材料を用い、清掃しやすい構造とすること。
- (8) クリーニング所には、取扱量に応じた容器、戸棚等の設備を設けること。
- (9) クリーニング所及び無店舗取次店(クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗をいう。第18号において同じ。)には、収集及び配達に使用する容器を各別に備えること。
- (10) 法第3条第3項第5号に規定する洗濯物(以下この号及び次号において「指定洗濯物」という。)を取り扱う場合は、消毒の終わらない指定洗濯物を専用の容器等に入れ、他の洗濯物と接触しないように取り扱うこと。
- (11) 指定洗濯物を取り扱う場合は、手指の消毒設備を設置し、作業終了後、手指の消毒を行うこと。
- (12) クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。)には、洗濯に使用する溶剤、洗剤及びその他の薬剤を格納する設備を設けること。
- (13) 引火性溶剤を取り扱う場合は、安全衛生に留意し、適正な温度での保管に努め、静電気対策その他の必要な措置を講じること。
- (14) テトラクロロエチレンを洗濯に使用する場合は、次の措置を講じること。
- ア 洗場及びテトラクロロエチレンを格納する場所(以下この号において「格納場」という。)の床面は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等テトラクロロエチレンが浸透しないものをいう。)とし、そのひび割れ等によりテトラクロロエチレンが地下へ浸透するおそれがある場合は、床面をテトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。
- イ テトラクロロエチレンが洗場又は格納場の周囲へ漏出するおそれがある場合は、防液堤、溝、ため升等を設置して、その漏出を防止すること。
- ウ 貯蔵用のタンク等テトラクロロエチレンを貯蔵する容器は、密閉することができ、かつ、テトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。
- エ 格納場を屋外とする場合は、屋根を設けること。ただし、屋根を設けることが困難な場合は、テトラクロロエチレンを貯蔵する容器を被覆し、直射日光及び雨水を防止すること。
- オ 格納場を屋内とする場合は、換気できる冷暗所とすること。
- カ テトラクロロエチレンが業務用の機械から洗場へ漏出するおそれがある場合は、業務用の機械の下にステンレス鋼等の受皿を設置すること。
- キ テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械には、排液処理装置を設けるとともに、その排液中のテトラクロロエチレンの濃度は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定により環境省令で定める排水基準を満たすものであること。
- ク クリーニング所にテトラクロロエチレンの蒸気回収装置を設置すること。ただし、テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械が、当該装置を内蔵するものである場合は、この限りでない。
- ケ 蒸留残さ物等テトラクロロエチレンを含む汚染物は、アからオまでに定めるところに準じ、適正に保管すること。
- (15) 仕上作業をする場合には、手指を清潔にし、清潔な衣服を着用すること。
- (16) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。
- (17) 仕上げの終わった洗濯物については、洗濯に使用した溶剤、洗剤等が残留していないことを確認すること。
- (18) クリーニング所及び無店舗取次店の室内、洗濯物の保管又は運搬に使用する容器等は、随時消毒し、ねずみ及び衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (19) 法第9条に規定する業務従事者が結核又は皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を市長に連絡し、その指示に従うこと。
- (20) 市長から法第9条に規定する業務従事者に対し結核又は皮膚疾患等の健康診断を受けさせるべき旨の指示があった場合は、当該健康診断を受けさせること。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。